

# 平成26年度住宅用太陽光発電設備導入支援事業取扱要領

制定 平成26年4月18日 静岡県地球温暖化防止活動推進センター

## 第1 趣旨

静岡県地球温暖化防止活動推進センターとして指定された団体（以下「センター指定団体」という。）は、住宅用太陽光発電設備の設置者に対して、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、住宅用太陽光発電設備導入支援事業費補助金交付要綱（平成26年3月31日付け政工第209-1号。以下「県要綱」という。）、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの取扱要領の定めるところによる。

## 第2 定義

- (1) この取扱要領において「住宅用太陽光発電設備（以下「システム」という。）」とは、一般社団法人太陽光発電協会太陽光発電普及拡大センター（以下「J-PEC」という。）が定めた住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金交付規程（平成20年12月24日制定J-PEC第0810-0007号。以下「国規程」という。）、住宅用太陽光発電導入支援復興対策事業実施細則（平成23年11月25日制定J-PEC第1110-0058号。以下「国細則」という。）又は住宅用太陽光発電導入支援復興対策事業及び住宅用太陽光発電高度普及促進復興対策事業実施細則（平成24年4月18日制定J-PEC第1210-0062号。以下「国実施細則」という。）に基づく補助金の交付の要件に該当するシステムであって、国規程、国細則又は国実施細則11条に掲げる交付決定通知書の日付が平成26年4月1日以降のものをいう。
- (2) この取扱要領において「設置者」とは、静岡県内に所在する住居にシステムを設置する者で、国規程、国細則又は国実施細則に基づく補助金の交付の要件を満たす者をいう。
- (3) この取扱要領において「住居」とは、住宅の用途に供する建築物又は住宅の用途に供する予定の建築物をいう（店舗、事務所等との兼用は可とする。）。

## 第3 補助の対象及び補助率

### (1) 補助の対象

システムの設置に要する経費であって国規程、国細則又は国実施細則別表第1に掲げる費用。

### (2) 補助額

1戸ごとの補助額は、1.2万円にシステムを構成する太陽電池の公称最大出力（日本工業規格に規定されている太陽電池モジュールの公称最大出力等。）の合計値（kW表示とし、小数点以下2桁未満については切り捨て。）を乗じて得た額とし、4.8万円を上限とする。

## 第4 交付の申請

- (1) 補助金の交付を申請しようとする者（以下「補助金申請者」という。）は、次に掲げる書類を各1部、静岡県地球温暖化防止活動推進センターとして指定された団体の長（以下「センター指定団体の長」という。）に提出することとする。

ア 住宅用太陽光発電設備導入支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）

イ 国規程、国細則又は国実施細則第6条に掲げる補助金申込書（添付資料を除く）の写し

- ウ 国規程、国細則又は国実施細則第10条に掲げる補助金交付申請書（兼完了報告書）（添付資料を除く）の写し
  - エ J－P E Cからの補助金申込受理決定通知書の写し
  - オ J－P E Cからの補助金交付決定通知書の写し
  - カ 電力会社との電力需給契約確認書の写し。ただし、「太陽光契約に関するお知らせ」等契約を証明する書類の写しでも可。
  - キ 補助金の振込先口座の通帳の写し（通帳の無い場合は、キャッシュカードまたは取引明細書等の写し）
- (2) 受付期間、申請方法等に係る手続きの詳細は別に定める。

## 第5 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。
- (2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（1件当たりの取得価格が50万円以下の機械及び器具を除く。）については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数等に相当する期間（同令に定めがない財産については、知事が別に定める期間）内において、センター指定団体の長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (3) センター指定団体の長の承認を受けて(2)の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部をセンター指定団体に納付させることがあること。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (5) センター指定団体の長は、補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るため、必要に応じて補助金申請者等に報告を求め、又は現地調査等を行うことができること。
- (6) センター指定団体の長は、補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができること。
  - ア J－P E Cの交付決定が取り消されたとき。
  - イ 補助金の交付の条件に付した条件に違反したとき。
  - ウ 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (7) (6)により補助金の交付を取り消した場合には、補助事業者に対し期限を定めて当該取消に係る部分の補助金を返還させること。
- (8) センター指定団体の長は、補助事業者に対し、必要に応じて発電量、売電量、買電量等に関する資料の提供について協力を求めることができること。

## 附 則

この要領は、平成26年度分の補助金に適用する。